



熊本県版

No. 258

治安維持法犠牲者

国家賠償要求同盟

熊本県本部

〒862-0954

熊本市中心区神水

1-30-7 コモン神水

☎096-381-1807

県同盟結成45周年

平和・くらし・福祉守る政治転換の年に！

熊本県本部会長 小田憲郎

明けましておめでとうございます。今年こそ、心からおめでとうと言える年にしたいものです。

5年で43兆円もの大軍拡を推し進める岸田自公政権をこれ以上つづけさせるわけにはいきません。アジアと世界の軍事緊張、軍拡競争を煽るだけでなく、大増税とくらし・福祉削減で国民にさらなる耐えがたい苦痛を及ぼすことは明らかです。

その岸田政権はいま、政治資金パーティーの莫大な収益の一部を還流（キックバック）し「裏金」としていた疑惑で国民の激しい指弾を浴び、内閣支持率はついに10%台に急落しました。

運動の基本

- 一、 治安維持法体制の復活に反対する。
- 二、 国は戦前の治安維持法が人道に反する悪法であることを認めること。
- 三、 国は、治安維持法の犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。

今こそ、立憲野党と市民の本気の共闘を再構築し、自民党とその補完勢力による戦争と大軍拡、大増税、暮らし・福祉破壊の政治を転換するために全力を尽くしましょう。そうした中で私たちが見逃してならないのが、国民の世論や運動の高まりを押さえこむための治安立法（秘密保護法、共謀罪、重要土地利用規制法など）はすでに整えられ、いつでも発動できる準備が出来上がっているということです。私たち国賠同盟は、黄色い国会請願署名をもって国民の中に深く入り、こうした事実を多くの国民に伝え、「二度と戦争と暗黒政治を繰り返さない」という声と運動を高める先頭に立ちようではありませんか。

熊本県国賠同盟は1979年に故西里竜夫さんから約90

人の治安維持法弾圧犠牲者らが中心になって結成されて今年で45周年を迎えます。結成の当初から「一人が一人を増やして200人の県同盟を」が目標でしたが、長く低迷が続きました。

やっとな数年、前進に転じ、2020年末にはついに「200人の県同盟」を実現することができ、九州をリードする県同盟へと発展してきました。

しかし全国的に見ればまだまだ弱小県であり、県内の民主勢力の中でもその存在意義を発揮するには至っていません。緊迫する情勢の要請に応え、政治転換をめざす民主勢力の一翼を担える県同盟建設のためさらに奮闘しようではありませんか。

会員1人20筆を目標に

今年こそ5千筆の目標を達成しよう！

熊本県同盟はここ数年、同盟員拡大ではそれなりの前進を勝ち取ってきましたが、治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償を求める国会請願署名では足踏み状態が続いています。

毎年5千筆を目標に取り組んできましたが、この間、コロナ禍で対面での署名集めがむずかしかったこともあり、

2千〜3千筆台で推移しています。コロナ過も収束に向かいつつある今年こそは5千筆を達成しようではありませんか。

今年51回目を迎える国会請願は5月15日に行われる予定ですが、例年に比べ出足は好調で、すでに昨年5月の第50回国会請願以降、つぎの方々から署名が送られてきています（氏名の下の数字は筆数）

神田武尚 3 浅井勝也 5 植田由紀子 3 吉岡弘晴 14
(3回) 久保山啓介 5

東奈津子 5 川端忠義 6 中村勇二 5 上山幸子 5 見
機久礼 5 井芹洋一 10 (2回)

那須晴光 5 岩下美佐子 10 元島市朗 5 大森秀久 10

石原勝幸 5 内田順子 25 (順不同。漏れている方があればご連絡ください)

まずは自分と家族の分を

昨年の県本部総会では「会員一人一人が一年間かけて20筆を集めよう」ということを確認しました。現在会員は210人ですからそれで4,000筆になり、友好団体の協力を合わせると5,000筆も見えてきます。まずは自分が署名し、ついでご家族にもお願いして2筆、3筆から始めましょう。

《2024年同盟の日程》

2月23日 人吉「早春文化の集い」

3月19日 田添鉄二顕彰碑献花

5月15日(予定)国会請願行動

5月19日 八代『伊藤千代子』上映会

6月20日(予定)全国大会

7～8月 県本部総会

10月 九州沖縄ブロック交流集会

(会場：熊本市、2日目：大逆事件他顕彰ツアー)

日程未定 第3回治安維持法犠牲者顕彰ツアー

(県南地方?)

映画『伊藤千代子の生涯』

八代での上映運動着々と進む!

同盟八代支部が民主団体に呼びかけ、上映実行委員会を立ち上げました。毎月1～2回の実行委員会を開き、準備を重ねています。



これまで、熊本市、人吉市、荒尾市で上映しましたが、まだご覧になっていない人がたくさんいらっしゃると思います。これからも上映機会はそう多くはありません。ぜひこの機会にご覧ください。

日時・会場

5月19日(日)

① 10時半 上映

② 2時 上映

八代ハーモニーホール

『治安維持法と現代』最新号のご案内

▼友寄英隆さんによる「生成AIを社会科学はどう読み解くか」の中で、今はやりのチャットGPTは未完成の技術で、取り扱いには注意が必要と指摘する。例えば治安維持法について、AIの答えは次の通りです。

「戦前の治安維持法は、日本の法律で、昭和時代の1937年に制定されたものです。この法律は、戦争時や内乱時などの緊急事態において政府が治安を維持するために使用することができました。この法律により、政府は言論や集会の制限、検閲、拘束命令などの権限を行使することができました。この法律は戦後廃止されました。……後略」
こう堂々と解説されるとどこが違うのかな、となりますが皆さんは間違いに気がつきますか。

▼治安維持法強行成立100年企画として、「生活図画事件」の菱谷良一さんと憲法学者小林節さんのビッグ対談と九州大学名誉教授の内田博文さんのQ&A国家賠償をめぐる諸問題の2つです。この2つの記事は関連して謝罪と賠償を求める私たちの運動に示唆を与えてくれるものです。

小林さんは金田元法相が「当時治安維持法は適法に制定され、処理された」と答弁したが、これは正論だ。しかし

当時合法であったとしても、本質において人道に対する罪です。罪は日本国が明治憲法下で犯した責任を日本国憲法下の日本国がとるのは筋だ。責任者は日本国という永久不滅の法人格なので時効の問題はない。しかし裁判で勝つのは難しいが、政治的に勝つ方法は残っていると語ります。

内田さんは、戦前に起きた弾圧事件で損害賠償を認めさせるには立法措置が必要になる。同盟は1979年「治安維持法等犠牲者国家賠償に関する法律案要綱」を衆参両院議長あてに提出していますが、内田さんはこれを評価しただけで、問題は議員立法、しかも予算を必要とするものであれば衆議院で50人、参議院で20人の賛同者が必要で可決するには過半数必要となることを解説します。

小林さんも内田さんも同盟の要求を実現する方法は政権をとることだという結論です。

▼ほかにも同盟活動のために記事が満載です。購読をお勧めします。

おわび

とうとう不屈発行が追いつけず、やむを得ず11・12月号版を休刊とし本部不屈のみの発送となりました。会員の皆様に深くお詫びいたします。活動不足、書き手不足など解決したわけではありませんが、毎号発行に努力します。皆様の投稿を歓迎いたします。